別表第２（第５条関係）

１　建築物（２に掲げるものを除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
１　出入口	多数の者（建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者に限る。以下同じ。）が利用する出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突することがないよう危険防止の措置を講じたものとすること。 (2) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、戸に挟まれることがないよう危険防止の措置を講じたものとすること。
２　廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	多数の者が利用する廊下等は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 段を設ける場合には、３の項に定める構造に準じたものとすること。 (3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）又は傾斜路（その踊場を含み、階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア　勾配が20分の１を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの イ　高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ウ　自動車車庫に設けるもの (4) 廊下等には突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
３　階段	多数の者が利用する階段は、次に定める構造とすること。 (1) 踊場を除き、手すりを設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。 (4) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 (5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア　自動車車庫に設けるもの イ　段がある部分と連続して手すりを設けるもの (6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
４　傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）	多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 (1) 勾配が12分の１を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (3) その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。

	(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア　勾配が20分の１を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの イ　高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ウ　自動車車庫に設けるもの エ　傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの
５　便所	(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち１以上は、次に定める構造とすること。 ア　便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして次に定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を１以上設けること。 (ｱ) 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置すること。 (ｲ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物にあっては、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房とすることができる。 イ　車いす使用者用便房を設けた便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。 (2) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち１以上に、床置式の小便器その他これに類する小便器で両側に手すりが適切に配置されたものを１以上設けること。 (3) 生活関連施設（社会福祉施設、官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類する施設、学校等、自動車車庫、劇場等のうち遊技場、公衆便所、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は社会福祉施設のうち母子福祉施設、官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類する施設若しくは公衆便所に多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）の便房は、次に定める構造とすること。 ア　乳幼児を安全に座らせることができるいす（以下「乳幼児用のいす」という。）を設けること。 イ　乳幼児のおむつ替えができる設備（以下「乳幼児用ベッド」という。）を設けること。ただし、他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。 (4) 生活関連施設（社会福祉施設のうち児童厚生施設、老人福祉施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの以外のもの、学校等のうち特別支援学校以外のもの、自動車車庫、公衆便所、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は公衆便所に多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）の便房は、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（以下「人工肛門等使用者」という。）の利用に配慮した設備を設けること。 (5) (3)及び(4)の設備を設けた便房若しくは便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
６　敷地内の通路	多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

	(2) 段がある部分は、次に定める構造とすること。 ア　手すりを設けること。 イ　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。 ウ　段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 (3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア　勾配が12分の１を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の１を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ　その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。 (4) 排水溝を設ける場合には、車いす使用者、つえを持っている者等の通行に支障のない溝ぶたを設けること。
7　駐車場（共同住宅等におけるものを除く。）	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の１を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。 (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア　幅は、350センチメートル以上とすること。 イ　車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平とすること。 ウ　車いす使用者用駐車施設又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。 エ　８の項(1)のウに定める経路の長さが可能な限り短くなる位置に設けること。
8　高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち１以上を利用円滑化経路とすること。 ア　建築物に多数の者が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合　道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路 イ　建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路 ウ　建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合　当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路 (2) 利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーター若しくはエスカレーター（以下「エレベーター等」という。）を併設する場合は、この限りでない。 (3) 利用円滑化経路は、可能な限り短くすること。 (4) 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物であって、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある場合における(1)の規定の適用については、(1)のア中「居室（」とあるのは、「居室（地上階にあるものに限る。」とする。 (5) (1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により13の項の規定によることが困難である場合における(1)、14の項並びに23の項(2)及び(4)の規定の適用については、(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
9　利用円滑	利用円滑化経路を構成する出入口は、１の項の規定によるほか、次に定める構造

化経路を構成する出入口	とすること。 (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
10　利用円滑化経路を構成する廊下等	利用円滑化経路を構成する廊下等は、２の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (2) 廊下等の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 (3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
11　利用円滑化経路を構成する傾斜路	利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、４の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、階段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。 (2) 勾配は、12分の１を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、８分の１を超えないこと。 (3) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
12　利用円滑化経路を構成するエレベーター等	(1) 利用円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に定めるものを除く。コ及びサにおいて同じ。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。ただし、当該建築物を管理する者等の介助等により高齢者、障害者等が当該建築物を利用することが可能である場合は、この限りでない。 ア　かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 イ　かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ　かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物にあっては、かごの幅が100センチメートル以上である場合に限り、奥行きを110センチメートル以上とすることができる。 エ　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 オ　かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 カ　かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 キ　かご内の側板には、手すりを設けること。 ク　かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。 ケ　乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 コ　不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）の利用円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、アからウまで及びオからクまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。 (ｱ) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。 (ｲ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。 サ　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベー

	ター及び乗降ロビー（自動車車庫に設けるものを除く。）にあっては、アからコまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。 (ｱ) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 (ｲ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 (ｳ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 (2) 利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーター等は、次に定める構造とすること。 ア　エレベーター（昇降行程が４メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15メートル毎分以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のものをいう。）にあっては、次に定める構造とすること。 (ｱ) 平成12年建設省告示第1413号第１第７号に規定する構造とすること。 (ｲ) かごの幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。 (ｳ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きを十分に確保すること。 イ　エスカレーター（車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に２枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、２枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものをいう。）にあっては、平成12年建設省告示第1417号第１ただし書に規定する構造とすること。 (3) 利用円滑化の措置がとられたエレベーター等の付近には、その旨を表示した標識を掲示すること。
13　利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、６の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (2) 敷地内の通路の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 (3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (4) 傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア　幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。 イ　勾配は、12分の１を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、８分の１を超えないこと。 ウ　高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の１を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
14　案内設備	(1) 不特定かつ多数の者が利用する建築物又はその敷地には、次に定める構造の案内板を設けること。 ア　大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。 イ　必要に応じて外国語を併記すること。

	ウ　当該建築物又はその敷地内の利用円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設又は授乳場所の配置を表示すること。ただし、当該エレベーター等、便所、駐車施設又は授乳場所の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の利用円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所又は授乳場所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 (3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。 (4) 公共交通機関の施設には、公共車両等及び航空機の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
15　案内設備までの経路	(1) 道等から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)の案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち１以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア　道等から案内設備までの経路が自動車車庫に設けられるものである場合 イ　建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のものである場合 (2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。 ア　当該視覚障害者利用円滑化経路に、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせたものをいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 イ　視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。 (ｱ) 車路に近接する部分 (ｲ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、次のいずれかに該当する部分を除く。 ａ　勾配が20分の１を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ｂ　高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ｃ　段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等
16　客席	(1) 集会場等、スポーツ施設又は劇場等（遊技場を除く。）に固定式の客席を設ける場合には、当該客席数に200分の１を乗じて得た数（その数が10を超えるときは10とする。）以上の人数分の車いす使用者が利用できる区画を設けること。 (2) (1)に規定する区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい場所に設けること。 (3) (1)に規定する区画は、車いす使用者１人について、幅90センチメートル以上とし、かつ、奥行き120センチメートル以上とすること。 (4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)に規定する区画に至る通路のうち１以上の通路は、次に定める構造とすること。

	ア　幅は、120センチメートル以上とすること。 イ　高低差がある場合には、４の項(2)及び11の項に定める構造に準じた構造の傾斜路を設けること。 (5) 劇場等（遊技場を除く。）で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに固定式の客席を設ける場合には、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けること。
17　客室	(1) ホテル等に25を超える客室を設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できる客室（この項において「車いす使用者用客室」という。）を１以上設けること。 (2) 車いす使用者用客室は、次に定める構造とすること。 ア　出入口は、１の項及び９の項に定める構造に準じた構造とすること。 イ　非常呼出し設備を設けること。 ウ　便所は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に車いす使用者用便房を設けた便所が設けられている場合は、この限りでない。 (ｱ) 便所内に、５の項(1)のアの規定によるほか、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房を設けること。 (ｲ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、１の項及び９の項に定める構造に準じた構造とすること。 エ　浴室は、次項(2)に定める構造に準じた構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に車いす使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下「車いす使用者用浴室等」という。）が設けられている場合は、この限りでない。
18　浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）	(1) ホテル等、スポーツ施設又は公衆浴場に多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、車いす使用者用浴室等を１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上）設けること。 (2) 車いす使用者用浴室等は、次に定める構造とすること。 ア　浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 イ　車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 ウ　１の項及び９の項に定める構造に準じた構造の出入口を１以上設けること。 エ　非常呼出し設備を設けること。
19　授乳場所	(1) 医療施設、教育文化施設（学校等を除く。）、集会場等若しくは物販店で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は社会福祉施設のうち母子福祉施設若しくは官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類するものにあっては、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッドその他の設備を設けること。 (2) 授乳場所の付近には、その旨を表示した標識を掲示すること。
20　受付カウンター又は記載台（以下「受付カウンター等」という。）	受付カウンター等を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造の受付カウンター等を１以上設けること。ただし、受付カウンター等以外の場所又は設備により同等の機能を確保できる場合は、この限りでない。

21　公衆電話台	公衆電話を設置する場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造の公衆電話台を１以上設けること。
22　緊急時の避難設備	集会場等、ホテル等又は劇場等（遊技場を除く。）における緊急時の避難設備は、次に定める構造とすること。 (1) 自動火災報知設備（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条に定める基準の設備をいう。）を設ける場合には、非常時を知らせる点滅機能及び音声誘導機能を設けた誘導灯その他視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。 (2) 廊下等、階段その他の避難上重要な経路において、防火戸（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第14項に定める特定防火設備又は防火設備として設ける戸をいう。）にくぐり戸を設ける場合には、当該くぐり戸は次に定める構造とすること。 ア　幅は、80センチメートル以上とすること。 イ　戸の下部は、またぐ必要のないものとすること。
23　増築等に関する適用範囲	建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（建築物の用途の変更をして生活関連施設にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、前項までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用する。ただし、増築等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満の場合には、(1)の部分に限り適用する。 (1) 当該増築等に係る部分 (2) 道等から(1)の部分にある利用居室までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路 (3) 多数の者が利用する便所 (4) (1)の部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。(6)において同じ。）から車いす使用者用便房（(3)に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路 (5) 多数の者が利用する駐車場 (6) 車いす使用者用駐車施設（(5)に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から(1)の部分にある利用居室までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路

2　建築物（官公庁舎を除く。）のうち新築に係る床面積の合計が200平方メートル未満の建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1　出入口	多数の者が利用する出入口のうち１以上は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。
2　廊下等	１の項に定める構造の出入口から３の項に定める構造の便房までの経路には、通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。
3　便所	多数の者が利用する便所を設ける場合には、便所内に、車いす使用者が利用することができるものとして次に定める構造の便房を１以上設けること。

	(1) 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置すること。 (2) 車いす使用者が利用することができる空間を確保すること。
4　敷地内の通路	多数の者が利用する敷地内の通路のうち１以上は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路若しくはエレベーター等を併設する場合、又は当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。

3　道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1　歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）	歩道等を設ける場合には、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、平坦とし、滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 縁石、防護柵、植樹帯等により車道と分離すること。 (3) 有効幅員は、200センチメートル以上とするよう努めること。 (4) 勾配は、次に定める構造とすること。 ア　横断勾配は、５パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、８パーセント以下とすることができる。 イ　横断勾配（車両乗入れ部に係る部分を除く。）は、１パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、２パーセント以下とすることができる。 (5) 歩道等（横断歩道等に接続する歩道等の部分を除く。）の車道等に対する高さは、５センチメートルを標準とすること。 (6) 歩道等の巻込み部における歩道等と車道とのすりつけ及び横断歩道に接続する歩道等と車道とのすりつけについては、次の構造とすること。 ア　車道との境界部分の段差は、２センチメートルを標準とし、かつ、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。 イ　すりつけ勾配は、５パーセント以下とすること。 ウ　すりつけ区間と段差の間には、150センチメートル以上の水平区間を設けるよう努めること。 (7) 横断歩道箇所における中央分離帯と車道とのすりつけについては、同一の高さですりつけるものとすること。 (8) 歩道を横断する排水溝を設ける場合には、つえ又は車いすのキャスターが落ち込まない溝ふたを設けること。
2　視覚障害者誘導用ブロック	(1) 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等その他視覚障害者の歩行の多い歩道等には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、他の部分と識別しやすい色調や明度の差の大きい色のものとすること。 (3) 横断歩道の中央部には、必要に応じて視覚障害者がその位置や横断方向を把握できるよう対策を講じること。
3　横断歩道橋等	横断歩道橋又は地下歩道は、次に定める構造とすること。 (1) 階段は、回り段を設けないこと。 (2) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。 (3) 階段、傾斜路及びその踊場の部分には、両側に手すりを設けること。 (4) 昇降口には、点状ブロック等を敷設すること。

4　公園等に関する整備基準

整備項目	整備基準
1　出入口	公園等の出入口のうち１以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、車止め柵を設ける場合は、その間隔は90センチメートルを標準とすること。 (2) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (3) (4)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 (4) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。 ア　１の表４の項(1)及び(2)並びに11の項に定める構造とすること。 イ　傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する他の部分の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。 ウ　傾斜路の上端に近接する園路等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。
2　園路	１の項に定める構造の出入口と接続する１以上の園路は、次に定める構造とすること。 (1) 幅員は、180センチメートル以上とすること。 (2) 勾配は、次に定める構造とすること。 ア　縦断勾配は、５パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、８パーセント以下とすることができる。 イ　横断勾配は、１パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、２パーセント以下とすることができる。 (3) ３パーセント以上の勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。 (4) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (5) 縁石を切り下げる場合には、切下げ部分の幅員を180センチメートル以上、すりつけ勾配を５パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (6) 園路を横断する排水溝を設ける場合には、つえ又は車いすのキャスターが落ち込まない溝ふたを設けること。 (7) 必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (8) 段を設ける場合には、次に定める構造とすること。 ア　回り段とならないよう努めること。 イ　手すりを設けること。 ウ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ　高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設けること。 オ　１の項(3)に定める構造で、幅が90センチメートル以上の傾斜路を併設すること。
3　便所	便所を設ける場合には、１の表５の項(1)及び(2)に定める構造に準じた便所を１以上設けること。この場合、車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。

4　駐車場	駐車場を設ける場合には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を１以上設けるよう努めること。 (1)　２の項に定める構造の園路に接続しやすい位置に設けること。 (2)　幅は、350センチメートル以上とすること。 (3)　車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
5　案内板	案内板を設ける場合には、次に定める構造とすること。 (1)　案内板の高さ、文字の大きさ及び表示等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。 (2)　案内板には、必要に応じ点字による表示を行うこと。 (3)　車いす使用者用便房が設けられた便所がある場合には、その位置を表示すること。
6　附帯設備	ベンチ、野外卓及びその他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。
7　転落防止のための措置	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

5　公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1　改札口	改札口は、次に定める構造とすること。 (1)　改札口内の通路のうち１以上のものは、内法（のり）を90センチメートル以上とすること。 (2)　改札口内の通路のうち１のものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
2　通路	(1)　改札口から各乗降場に至る１の通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2)　改札口から各乗降場に至る経路において高低差がある場合には、それぞれの乗降場に至る１以上の経路に次に定める構造の傾斜路又は１の表12の項(1)に定める構造のエレベーターを設けること。 ア　１の表４の項(1)及び(2)並びに11の項に定める構造 イ　傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。 ウ　傾斜路の上端に近接する通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。
3　階段	改札口から各乗降場に至る経路において階段がある場合には、当該階段は、１の表３の項に定める構造とすること。
4　乗降場	(1)　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2)　縁端は、点状ブロック等を敷設すること。 (3)　両端は、点状ブロック等を敷設するとともに、転落を防止するための柵等を設けること。

6　路外駐車場に関する整備基準

整備項目	整備基準
1　出入口	１の表９の項に定める構造に準じた構造の出入口を１以上設けること。
2　駐車場	(1) 次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を１以上設けること。 ア　幅は、350センチメートル以上とすること。 イ　車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平とすること。 ウ　車いす使用者用駐車施設又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。 (2) 車いす使用者用駐車施設は、１の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
3　通路	車いす使用者用駐車施設から１の項に定める構造の出入口までの通路のうち、１以上の通路は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (2) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 (3) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。